番号: 150537 国名:アルメニア

担当:ウズベキスタン事務所

案件名:地方産品と地方ブランドの開発プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析 (2)格付:3号~4号 (3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2015年9月下旬から2015年12月上旬まで

(2)業務M/M:国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M

(3)業務日数: 現地業務期間 準備期間 整理期間

21日 5日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:8月12日(12時まで)

(4)提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体に よる簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知ら せ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出 本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)を ご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参い ただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点 2点

②業務実施上のバックアップ体制等

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

| 類似業務 | 各種評価調査 |
|----------|------------|
| 対象国/類似地域 | アルメニア/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は 本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種:なし

6. 業務の背景

アルメニアでは2009年時点で中小企業がGDPの42.5%を占めており、同国政府は中小企業振興を貧困削減や雇用創出につながる重要なツールであると位置づけている。2000年には中小企業振興政策を取りまとめ、様々な施策を実施してきている。しかし、これまでは特に地方の中小企業に焦点を当てた政策がとられてきていなかったこともあり、首都圏以外では産業が育たず、多くの人がロシア国等へ出稼ぎに出ざるを得ない状況となっている。

このような現状から、アルメニア政府は、2012年に、新しい中小企業振興策を取りまとめ、その中の一つの柱として、地方における中小企業人材の育成と中小企業振興を掲げた。

アルメニアで中小企業振興を所掌する中小企業開発センター(Small and Medium Entrepreneurship Development National Center of Armenia、以下「SMEDNC」)は、地域レベルでの意識改革と企業人材の育成といった課題に取り組む有望な方法として、我が国の一村一品運動(One Village One Product movement、以下「OVOP」)に着目した。同国政府は、OVOPのエッセンスを取り込みつつ、地方での中小企業振興の成功事例を作り、それを全国展開することを目指して、SMEDNCをカウンターパート(C/P)として、技術協力プロジェクト「地方産品と地方ブランドの開発プロジェクト」(以下「プロジェクト」)を我が国に要請した。

この要請に基づき、当機構は2012年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、協力の枠組みについてアルメニア政府と合意を形成した。その結果、2012年11月に技術協力プロジェクト実施に係る討議議事録 (R/D) が署名・交換が行われた。

本プロジェクトは、同国に適した地方の中小企業振興策としてのOVOP事業の枠組みの検討・構築、職員の能力強化を行いつつ、中小零細企業への支援を行うことにより、OVOP事業の仕組み及び実施体制の構築を図り、アルメニアの中小零細企業の発展に寄与することを目的とし、2013年3月より2016年2月までの3年間の予定で実施している。この期間に短期専門家派遣(地場産業振興、OVOP運動、マーケティング・ブランディング、産品開発、地域産業開発、輸出マーケティングなど)、本邦研修(3年約20名)やパイロットプロジェクトの実施ならびに食品加工研修用の機材供与などを実施している(詳細は10.(2)の参考資料を参照)。

今回実施する終了時評価調査は、2016年2月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2015年9月下旬~10月上旬)
 - ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
 - ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他アルメニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
 - ④対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2015年10月中旬~11月上旬)
 - ①プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ②事前に配布した質問票を回収、アルメニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき整理す

るとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ③収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びアルメニア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑤調査結果や他団員及びアルメニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦JICA 団員による協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- (3) 帰国後整理期間 (2015年11月中旬~11月下旬)
 - ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - ②帰国報告会に出席する。
 - ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

- (1)評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃 及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年10月12日~2015年11月1日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画 (JICA)
- ウ) 中小企業振興 (JICA)
- エ) 評価分析(コンサルタント)
- ③便宜供与内容

当機構ウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗 することとなります。)

工) 通訳傭上

英語⇔アルメニア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

JICAアルメニア連絡所内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL:03-5226-8057) にて配布します。

・(本プロジェクトに係る)業務完了報告書(第1年次)(第2年次)・PDM(最新版)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣 旨 を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA担当者に速やかに相談してください。
- ③アルメニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部 安全管理室、JICAウズベキスタン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じること とします。

以上